

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年1月13日(金)午後2時58分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	吉川保男
3番	曾束竹司
4番	芝田清
5番	岡井温宣
6番	岸田正次
7番	岸本勇
8番	中村末春
9番	田中壽嗣
10番	内田孝司
11番	酒部治雄
12番	辻本嘉亨
13番	西村裕
14番	奥田富和
15番	小西義清
16番	三宅美子
17番	吉川隆
18番	吉川倫子
19番	山田光夫
20番	林勉
21番	林吉一
22番	曾束照雄

4. 欠席委員 1番 藪内義成

- (事務局長) 定刻まで少し早いお時間ではございますが、皆さんお揃いということで、改めまして皆さん、新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては穏やかに新春を迎えられましたことをお喜び申し上げます。
- それでは、本日は、信貴町長が新年のごあいさつをしたいとのことで出席をいただいておりますのでよろしく願いしたいと思います。
- (町長) 町長あいさつ
- (事務局長) ありがとうございます。信貴町長におかれましては、次の公務があり退席されます。後ほど、本日の恒例となっております6時からの新年会にはご出席いただけることになっています。
- ～ 町長 退席 ～
- (事務局長) それでは、平成29年第1回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます前に内田委員より少しお時間をいただきたいとお申し出をいただいておりますので、お時間を取らしていただいておりますでしょうか。
- それでは、内田委員よろしく申し上げます。
- (内田委員) 内田委員あいさつ
- (事務局長) それでは、総会の開催をさせていただきます。なお本日は、藪内委員から欠席届を頂いておりますのでご報告します。
- それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いいたします。
- (会長) 会長あいさつ

(会長)

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口))
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(農地中間管理権)
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に関する意見について(農用地利用配分計画)
- 報告第1号 農地形状変更事業について(農地形状変更事業)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。21番の林吉一委員、22番の曾束照雄委員でございます。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる12月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 8番 中村委員
- 9番 田中職務代理者
- 11番 酒部委員
- 12番 辻本委員
- 15番 小西委員

(事務局)

20番 林勉委員

事務局3名により実施しております。

それでは議案第1号受付番号1につきまして議案書1ページをご覧ください。内容については、記載のとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。また、別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページをご覧ください。審議をお願いします。

なお、本案件につきましては、次の受付番号2の案件と農地の交換というような案件でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、受付番号2について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号2について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページのとおりです。また、別添農地法第3条第2項の判断基準

- (事務局) に基づき作成いたしました農地法第3条調書2ページをご覧になり審議をお願いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第1号受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号2に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、受付番号3について事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第1号受付番号3について議案書3ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページ、4ページのとおりです。また、別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書3ページをご覧になり審議をお願いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号3の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））を議題とします。

受付番号1について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長) 全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告
します。

続きまして、受付番号2について事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号2について議案書5ページ
をご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページ
をご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく願います。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第2号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報
告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 議案第2号受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりま
した。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、
特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断す
ることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告
します。

続きまして、受付番号3について事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号3について議案書6ページ
をご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ペー

- (事務局) ジをご覧になり、審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第2号受付番号3の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（ 利用権設定 ）」を議題とします。
事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号1について議案書7ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。
利用権の設定については、本日5件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号3について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号3について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号3の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号4について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号4について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号4の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号5について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号5について議案書10ペー

- (事務局) ジをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧下さい。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第3号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第3号受付番号5の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- はい、●●委員。
- (●●委員) 単純なことなんですけども、新規設定が今、3件出てたんですけども期間の決め方、取り扱いというのは、貸し主と借り主の互いの間で5年3ヶ月とかいうのが決まるのですか、基準はないのですか。3年貸さないかんとかいう。
- (事務局) 質問がありましたとおりですね、この貸し借りに期間につきましては、借り手貸し手の双方で話し合いをしていただきまして、それで決めていただくという形になっております。
最長が50年と決まっておりますけども、実際は、5年、3年程度が多いというような状況でございます。
- (●●委員) わかりました、ありがとうございます。
- (会長) よろしいですか。
- (●●委員) はい。
- (会長) その他ございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号6について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号6について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

なお、本件につきましては、耕作面積がゼロとなっておりますとおり、新規就農ということでございます。

なお、この借り手におかれましては、●●●●●●●●の方で4年間の農業従事をされておったというように確認しております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号6の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号6の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号1「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）」を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号1について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本件につきましては、地主の方から京都府農業総合支援センターの方にまず、所有権を移すという案件でございます。

その後の取得予定者につきましては、案件書12ページ右下の備考欄に書かれているとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。こちらも所有権の移転については、本日1件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第4号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、議案第5号受付番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権）の審議と議案第6号受付番号1農用地利用配分計画案に対する意見について（農用地利用配分計画）」については、関連する内容ですので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

議案第5号受付番号1につきましては、議事参与の制限によりまして、●●●●委員のご退席をお願いしたいと思います。審議終了後、再度入室いただきたいと思います。

(●●●●委員 退席)

それでは、議案第5号受付番号1について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

続きまして、議案第6号受付番号1について議案書14ページから18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、同じく詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

こちらにも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●●委員)

議案第5号受付番号1及び議案第6号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

この案件ですけれども追加して説明いたしますが、●●●●が所有をされていた農地でございますが、荒廃地ということで周囲に迷惑がかかっていたような土地でございますが、事務局等も地権者に連絡を取って、努力をいただいていたところでございますが、なにせ高齢で所有者の主張がコロコロ変わって、色々、難しい人やったようでございますが、●●●●委員さんが受けてということで、今回解消できたということでございます。

本当にご苦勞いただきました、ありがとうございました。

(●●●●委員 入室)

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号3農地形状変更事業について(農地形状変更事業)

事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、別添詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

————— 午後4時15分 終了 —————